

出産育児一時金等に関する改正について

平成 27 年 1 月 1 日に出産育児一時金等に関する改正が行われます。

出産育児一時金等の支給額の内訳が変わります

平成 27 年 1 月 1 日以降の出産について、出産育児一時金等の法定支給額が現行の 39 万円から 40.4 万円に引き上げられます。

また、産科医療補償制度加入分娩機関で出産した場合の加算金が現行の 3 万円から 1.6 万円に引き下げとなり、合計額の 42 万円は現行のままとなります。

尚、ひかり健康保険組合の付加金については改正後も現行通り 50,000 円支給します。

■ 出産育児一時金等の支給額の比較

	改正前 (平成 26 年 12 月 31 日までの出産)	改正後 (平成 27 年 1 月 1 日以後の出産)
産科医療補償制度 に加入している分娩機 関	法定給付 390,000 円+産科医療補償 30,000 円+ 付加金 50,000 円= <u>470,000 円</u>	法定給付 404,000 円+産科医療補償 16,000 円+ 付加金 50,000 円= <u>470,000 円</u>
産科医療補償制度 に未加入の分娩機関	法定給付 390,000 円+付加金 50,000 円= <u>440,000 円</u>	法定給付 404,000 円+付加金 50,000 円= <u>454,000 円</u>